社說

對韓方針

我國の對韓方針は其獨立を保障すると共に正當の範圍內に於て我權利々益の維持發達を謀るに在りて我輩の辨明を待つまでもなく何人も認むる所なるんなれども只茲に注意す可きは朝鮮に於ける權利々益は我國の專有に非ずして他の列國にても同樣の關係あるを以て[illegible]を妨[illegible]る一種の[illegible]係を有したる[illegible]條約の締結を見たる[illegible]政府に於て[illegible]朝鮮の獨立[illegible]害を[illegible]我國を除けば第一に[illegible]推さゞるを得ず而して朝鮮の獨立[illegible]にぞ遂に二十七八年の戰爭に及びたるほどなり今日は形勢一變[illegible]列國中にても朝鮮の[illegible]に於ける日本の權利々益は[illegible]政府の間に[illegible]むる所にして即ち兩國間に數回の協商を重ねて條約を締定したる所以にして[illegible]ば日本人が正當の範圍內に於て權利の維持發達を謀るに就ては何人も異議を挾むもののある可らずと雖も之と同時に我國に於ても他の利益を妨げざるの覺悟なかる可らず列國の對外方針[illegible]は孰れも同一方針にして例へば歐洲諸國の支那に對する[illegible]如き一國が鐵道敷設權又は借地權を得んとするときは他國に於ては決して之を妨げず同樣の權利を他方に求むるの常にして恰も列國對峙の間に於て他を妨げて[illegible]から容せんとするが如き[illegible]買ふのみならず到底[illegible]が故に一方に他の[illegible]を妨げざる代りに一方にては自から[illegible]の利を收むるの手段に出づるのみ朝鮮に於ける我國の[illegible]に至りては大にして內地に居留する日本人は凡そ二萬人に達し隨て商工業の企業に投入したる資本額も容易のものに非ず其課業は外國人も認むる所にして苟も他の妨碍を許す可らず國民の發展す可き所なれども之が爲めには敢て他を妨ぐるの必要を見ず即ち他國の利益は毫も之を妨げずしてますます我利益を擴張するこそ對外略の得たるものなる可し從來我國の對韓方針は時局の變化又は當局者の更迭に依り變遷を經たれども我輩の所見を以てすれば正當の範圍內に於て我權益を維持擴張するの一點に就ては常に變動なきを得ず即ち在外々交官の失策等の爲めに形勢少しく不可なるときは遽に退縮して從來占め得たる權益までも拋棄せんとする其反對に時として確乎たる決心もなきに漫に氣焰を擧て他の感情を刺衝するの事實を示すが如き其選は恰も一時の出來心にして毫も一國の對外方針として認む可きもののなきが如し支那を相手の對韓略ならんには右にても差支なからしならんなれども今や然らず朝鮮に於て關係を共にするのは歐洲の大國にして我一擧一動は世界の政治上に影響する[illegible]に在れば一時の出來心に任かすと[illegible]らず[illegible]利を[illegible]一時[illegible]の方針[illegible]實際[illegible]朝鮮に於ける日本の[illegible]の[illegible]可らずと定めなば[illegible]の利益を妨げずして正當の範圍內に於て正當の事を行ふに在るのみ[illegible]政府の[illegible]一般國民は漫に目前の小利に[illegible]を以て[illegible]略の方針を[illegible]可し我輩の敢て希望する所なり

○臺灣の近狀（五）

警察行政

臺灣の警備は占領以來三個混成旅團の守備隊、三千人の憲兵隊及び警察より成り之を三段警備と稱し守備隊は國防の責務を負ふと共に土匪の害最も烈しき地方に備へ憲兵隊は警察の職務及び其他の行政事務に當り警察は普通の警察事務を行ひ明治三十年十月に至り壯丁團の制を採用し匪賊生蕃の兇暴、火災水害の豫防警戒に就き必要と認むる土地に限り之が設置を許し各駐[illegible]の監督を受け一切の[illegible]は[illegible]に於て之を[illegible]し壯丁は巡邏偵察に際し必要と認むる場合の外劍銃を[illegible]規定なりしが憲兵隊は實際上豫期したる程必要ならざるもののあるを以て兒玉總督の赴任後之を千人に減ずるの方針を定め又地方の安寧を保持せん爲め昨年八月舊慣を參酌し保甲の制を設けたり以上は臺灣の警備及警察行政機關の大要なるが守備隊憲兵隊は姑く擱き警察行政の現狀に就きては注意す可き點少なしとせず抑も警察は一般行政の主要なる機關にして殊に臺灣に於ては警察行政にして不行屆なるときは安寧秩序の維持は勿論租稅の徵收等に差支へ同嶋の統治全く期す可らざるに至らん試みに臺灣警察特與の點を擧ぐれば沿岸取締の困難なるのみと生蕃人の警戒を要するのみと、匪徒の取締を要するのみと、阿片の取締を初めとし食鹽阿片の專賣に警察を要するのみと、交通機關不完全の爲め警察力を要するの多きのみと、普通行政事務施行上に特別に警察力を要するのみと、言語風俗異なる爲め手數を要するのみと、風土の相違と服務の困難なる爲め疾病死亡者の多きのみと、巡査の退職多きのみと、特別の優遇法を要するのみと、匪徒出沒する爲め[illegible]實に徵するを待ざる[illegible]巡査募集に困難なるのみと、[illegible]單身[illegible]等なり即ち右の內、數條を[illegible]實に徵するに最近の調査に據れば巡査二千六百四十名の內土語に通ずる者二百卅九名以上に亞ぐ者四百廿三名、僅かに通ずる者三百十九名、全く通ぜざる者[illegible]即ち百人に付七十五人[illegible]は僅かに通[illegible]警察行政の[illegible]別を見るに左[illegible]三十一年十二[illegible]の如し但し此表には[illegible]の外請願巡査をも合したるものと知る可し

	半年未滿	半年以上	一年以上	一年半以上	二年以上	二年半以上	三年以上	計
[illegible]	七〇七	三九八	一〇二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三三二[illegible]
百分	二二八	九二	[illegible]	[illegible]	六八	〇八	一五	一〇〇

右の如く巡査の勤續時日の短かき其原因は主として服務の困難にして且つ疾病死亡者の多きに在るものゝ如し現に其勤續時日の短くして新任者常に多く職に在るが故に事務に[illegible]せず地方の情況に通ずるを得ず是れ警察行政の不行屆なる所以なり此に於て巡査募集の困難なると奉職時日の短かきとに對する救治策として同嶋巡査に特別の優遇法を用ひ即ち新任より在職滿二年に達するまで每月十二圓を給し其後は勤續年數に從ひ二十圓まで給與し[illegible]衞を經て遞增[illegible]圓乃至七圓を[illegible]人に對する一[illegible]百九十圓八十[illegible]待遇法として[illegible]給を奬勵する[illegible]行すと誤信す[illegible]瘴癘の地[illegible]き亦幾多の困[illegible]に就き內地の世人をして恐[illegible]は家族携帶を[illegible]きは一家の生[illegible]物は生活に困[illegible]る其上に內地[illegible]査の欠員多く[illegible]は一般に其方[illegible]を擧ぐれば警[illegible]上に種々の不[illegible]例を取り地方

[illegible]箇年の費用を計算するに平均四百九十圓八十九錢五厘の多きに上り[illegible]は略ぼ[illegible]に足らざる[illegible]難あり[illegible]にして[illegible]る者世間[illegible]新聞は往々[illegible]怖心を起さしむ[illegible]躊躇し家族[illegible]活を二個[illegible]に於て事[illegible]難ならず[illegible]常に募集[illegible]に應ずる[illegible]而して其[illegible]始末を見[illegible]察官の配[illegible]

によりては匪徒強盜生蕃は勿論沿岸取締等特別の事情あるに拘はらず之を顧みざるの狀あるが如き點檢調檢視程標準の實施徒らに形式に流れて何等の實效なきが如き警察部より辨務署以上に對する監督を等閑に附するが如き又彼の保甲條例は一部地方に施行したるに止まり而して其施行も概して名のみにて實際の用を爲さゞるが如き是れなり尙ほ目下別に巡査補の制あり即ち土人より採用するものにして其經費は巡査一人分を以て僅に二人半を支ふるに足り其[illegible]務は警務巡査の監督の下に警察の[illegible]に[illegible]行りるに在り稍しく之を適用するときは經費も少なく事務の上にも好成績を見るは疑ひを容れずと雖も今日の狀にては巡査補を小使同樣に使役し警察上の補益と爲らざるのみか監督も亦行屆かざるの憾あり當局者の反省を要する所なる可し

福澤先生著

女大學評論
新女大學

正價 上製四拾錢（郵稅四錢）並製貳拾錢（郵稅四錢）

右再版賣切レ本日第三版發行

發行所 東京京橋區南鍋町二丁目十二番地 時事新報社

○陸軍下士用刀の配布

陸軍にて昨年十月陸軍砲兵會議の決議を經て制定したる下士の用刀は既に着々製造せられ昨年の末までに近衞師團下へ配布せられたるが是れより順次各師團へも配布せらるゝ筈なりといふ

○陸軍大學校入學生

本年度に於て陸軍大學校へ入學を命ぜらるべき學生は各師團を通じて五十名なるが來る六月頃候補者所屬の師團司令部に於て其第一回試驗を行ふ筈なりといふ

○列次名簿

陸軍にては士官學校及び相當官の列次に確定したる顚序あらざりしが今回各科を通じ將校の列次を一定し置くこととなり本月より其編纂に着手し凡そ三十日以內に完成發表する豫定なるやに聞へり

○福岡縣第七區の候補者

福岡縣第七區に於て來る十日衆議院議員の補欠選擧を行ふ事は豫て記載せしが其候補者として同區自由派より青柳四郞氏を推選したるに付反對黨よりも候補者の打て出づべき機樣あるより選擧監督として憲政黨本部より龍野周一郞、飯田[illegible]二氏及び在京中なりし同縣代議士藤金作の三氏は昨朝新橋發汽車にて同縣へ向け出發したりと

○各大臣歸京期

年末より年首に掛けて近縣へ旅行したる內閣各大臣は來る五日新年宴會までに大抵歸京すべしといふ

○平田法制局長官

逗子の別莊に靜養中なる平田法制局長官は來る四日頃歸京するよし